

津市教員支援員設置要綱

平成30年3月30日教育委員会訓第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、教員支援員の設置、職務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 津市立学校の管理に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第12号）第16条第2項の規定に基づき、津市立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）のうち、教育委員会が必要と認める学校に教員支援員を置く。

(身分)

第3条 教員支援員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用する短時間勤務の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 教員支援員は、学校長の指示等を受けて、次に掲げる職務を行う。

- (1) 調査、統計等に係る事務に関する支援を行うこと。
- (2) 授業の準備に関する支援を行うこと。
- (3) 学校行事等の準備及び運営に関する支援を行うこと。
- (4) 学校徴収金に係る事務に関する支援を行うこと。
- (5) 学校運営等に関する相談及び助言を行うこと。
- (6) その他学校長が必要と認める教員の事務に関する支援を行うこと。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、教員支援員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓は、平成30年4月1日から施行する。